

## 令和6年度徳島県農業女子チャレンジ応援事業実施要領

### 第1 趣旨

徳島県農業女子チャレンジ応援事業（以下「本事業」という。）は、女性農業者の能力の発揮等による農業の発展及び地域経済の活性化のため、女性農業者のグループ活動や女性が働きやすい環境づくり等の取組に対して支援する。

なお、本事業の実施に関しては、徳島県立農林水産総合技術支援センター関係事業補助金交付要綱（平成17年4月1日付け、以下「交付要綱」という。）、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）、女性が変わる未来の農業推進事業交付要綱（令和4年5月6日制定）に定めるもののほか、この要領（以下「本要領」という。）の定めるところによる。

### 第2 事業実施主体

次の要件を全て満たす法人、または団体とする。

- (1) 次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。
  - (ア) 目的
  - (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
  - (ウ) 意思決定の方法
  - (エ) 解散した場合の対応
  - (オ) 事務処理及び会計処理の方法
  - (カ) 会計監査及び事務監査の方法
  - (キ) その他運営に関して必要な事項
- (2) 次に掲げる実施体制を整備すること。
  - (ア) 管理運営について、代表者を定めること。
  - (イ) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。
  - (ウ) 農業者が5名以上、うち女性1名以上が所属すること。
  - (エ) 構成員（法人の場合は役員）のうち、女性が過半を占め、代表者または運営責任者が女性であること。
  - (オ) 徳島県内に所在し、県内で主たる活動が行われていること。
  - (カ) 女性の活躍の促進や社会参画の推進を目的として事業を行うことが明確であり、本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
  - (キ) 同一団体による連続する本事業の活用については、最大3年までとする。

### 第3 対象となる事業内容

対象となる事業内容については、別表のとおりとする。

- (1) 女性が働きやすい環境整備事業
- (2) 地域の女性農業者グループの活動推進事業

また、本事業と同様の内容の事業について、国、県、市町村の補助金を受けている又は受けることが決まっている場合は、事業の対象とはしない。

#### 第4 対象経費

対象となる経費は、別表のとおりとする。

#### 第5 事業実施期間

交付決定日から当該年度の1月31日までとする。

#### 第6 事業計画の承認

- 1 事業実施主体は、事業計画書（様式第1号及び様式第2号）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事業計画書の提出を受けたときは、別に定める評価委員会を開催し、委員の評価に基づき、予算の範囲内において事業計画を承認するものとする。
- 3 知事は、2により事業計画を承認したときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。
- 4 3により事業計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に規定する当概年度の補助金交付申請書に添えて提出するものとする。

#### 第7 事業計画の変更

- 1 事業計画の重要な変更は、交付要綱別表の「事業の内容の変更」に掲げる事項とし、事業実施主体は、変更事業計画書を知事に提出し、事前に知事の承認を得なければならない。
- 2 1の承認の手続きについては、第6に準じるものとし、知事は提出された変更事業計画書を検討し、適当と認めるときは評価委員会を経ずに承認できるものとする。

#### 第8 実績報告の作成

事業実施主体は、事業実績書（様式第2号）を作成し、本事業が完了した日から1か月を経過した日又は当該事業年度の3月5日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

#### 第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年5月8日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象事業	事業内容	補助率等
1 女性が働きやすい環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の女性農業者に対する子育てのサポート</li> <li>・地域や女性を雇用する農業法人等における託児スペースの設置のための軽微な改修</li> <li>・地域の女性農業者に対する地域住民等による農作業サポート等</li> </ul>	補助対象経費の1/2以内 (補助額上限50万円)
2 地域の女性農業者グループの活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の女性グループによる試作品の開発</li> <li>・県内外の先進事例の調査</li> <li>・課題の解決に向けた研修会の開催など</li> </ul>	定額 (補助額上限30万円)

別表（第4関係）

経費区分	経費の内容
需用費	
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
旅費	事業を実施するために必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な交通費及び宿泊費（事業実施主体の旅費規程等に基づくもの。社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る。）
報償費	事業を実施するために必要となる講師や外部人材への謝礼に必要な経費
役務費	事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費
委託料	事業の交付目的たる事業の一部を他の団体に委託するために必要な経費
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる会場、パソコン、教育機材、有料道路、移動用バス等事業用機械器具等の借料、及び損料
備品費	※女性が働きやすい環境整備事業のみ対象 事業を実施するために必要となる取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く）
その他	知事が特に必要と認める経費

なお、次の費用は本事業の対象外とする。

- ① 経常経費（団体等の内部の人件費や運営費）
- ② 団体等の構成員に対して支払う賃金及び報償費
- ③ 飲食費等個人の消費に帰するもの
- ④ 対価を得てサービスを提供するもの

様式第1号

年 月 日

徳島県知事 殿

住所  
団体・組織名  
代表者職・氏名

年度徳島県農業チャレンジ応援事業計画承認申請書

徳島県農業女子チャレンジ応援事業実施要領第6の1の規程により、次のとおり関係書類を添えて事業計画書を提出します。

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 定款または規約
- 3 構成員一覧  
※構成員一覧は、代表者、（代表者が男性の場合は）運営責任者、経理担当者、男女の別、農業者の別がわかるものとする。
- 4 その他参考となる資料

担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入下さい。）

氏名 連絡先

様式第2号

徳島県農業女子チャレンジ応援事業 事業計画（実績）書

1 事業名

事業名	
-----	--

2 提案団体の概要

団体・組織名	
主たる事務所の所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
団体設立年月日	年 月 日
活動内容	
構成員数	

3 関係する団体等の概要

団体名	団体概要（団体の活動内容等について記載）

※事業を連携・協働して実施する関係団体等があれば、記載すること。

#### 4 事業内容等

事業の目的	※応募する理由などを団体や地域の現状、背景等を踏まえて記載する。
事業内容等	<p>※事業の具体的な内容を記載する。(誰が、いつ、どこで、何を、どのように等)</p> <p>※次年度以降の事業実施を予定してる場合は、2年目以降についても記載する。</p> <p>(1年目)</p> <p>(2年目以降)</p>
事業費	総事業費 円 (うち補助対象経費 円)
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施による効果	<p>※事業の成果目標及び事業が地域にもたらす効果について、事業の概要や公募要領第5(3)審査基準等を踏まえつつ、できるだけ具体的に記載する。</p> <p>※次年度以降の事業実施を予定してる場合は、2年目以降についても記載する。</p> <p>(1年目)</p> <p>(2年目以降)</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p>
実施体制	※提案事業における団体内の人員体制、役割等
特記事項	※特に説明しておきたい事項があれば、この欄に記載してください。





6 事業実施のスケジュール（今年度）

	実 施 内 容
年 7 月	
8 月	
9 月	
1 0 月	
1 1 月	
1 2 月	
年 1 月	

※ 事業内容に応じたスケジュールを記載してください。

※ 別紙等を用いられても結構です。